

令和5年第10回坂町議会定例会

会 議 録 （第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和5年12月4日（月）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 （ 開 議 ） 令和5年12月4日（月）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 1番 折 中        智 君 | 2番 岡 村 繁 範 君       |
| 3番 縫 部 逸 都 君      | 4番 池 脇 雅 彦 君       |
| 5番 向 田 清 一 君      | 6番 末 吉 克 巳 君       |
| 7番 安 竹        正 君 | 8番 光 岡 美 里 君       |
| 9番 中 川 ゆかり 君      | 10番 柚 木        喬 君 |
| 11番 奥 村 富士雄 君     | 12番 川 本 英 輔 君（議長）  |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |                |
|-------------|----------------|
| 町        長  | 吉 田 隆 行 君      |
| 副 町 長       | 村 上 明 雄 君      |
| 教 育 長       | 枝 廣 泰 知 君      |
| 技        監  | 錦 織 直 紀 君      |
| 情 報 政 策 監   | 鳴 川 雅 彦 君      |
| 総 務 部 長     | 車 地 孝 幸 君      |
| 民 生 部 長     | 藤 本 大 一 郎 君    |
| 教 育 次 長     | 坂 本 孝 博 君      |
| 総 務 課 長     | 西 谷 伸 治 君      |
| 企 画 財 政 課 長 | 山 本        保 君 |
| 税 務 住 民 課 長 | 河 野 宏 明 君      |

|            |       |
|------------|-------|
| 民生課長       | 宮本隆一君 |
| 保険健康課長     | 増木梨江君 |
| 環境防災課長     | 窪野稔君  |
| 産業建設課長     | 川上宏規君 |
| 都市計画課長     | 松谷展裕君 |
| 学校教育課長     | 藤原文代君 |
| 生涯学習課長     | 福嶋浩二君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 槇尾伸君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 西谷信樹君 |
| 主 事 | 梅田勝平君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 議長報告
- (2) 総務厚生委員会報告
- (3) 産業文教委員会報告
- (4) 議会改革推進特別委員会報告
- (5) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告

議 事

|      |        |                                           |
|------|--------|-------------------------------------------|
| 日程第1 |        | 「会議録署名議員の指名」                              |
| 日程第2 |        | 「会期の決定」                                   |
| 日程第3 | 報告第12号 | 「専決処分をした事件の報告について（広島県市町総合事務組合同規約の変更について）」 |

|       |        |                                            |
|-------|--------|--------------------------------------------|
| 日程第4  | 報告第13号 | 「専決処分をした事件の報告について（坂東環状線道路改良工事請負契約の変更について）」 |
| 日程第5  | 議案第55号 | 「財産の処分について」                                |
| 日程第6  | 議案第56号 | 「坂町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」                 |
| 日程第7  | 議案第57号 | 「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」       |
| 日程第8  | 議案第58号 | 「職員の給与に関する条例の一部改正について」                     |
| 日程第9  | 議案第59号 | 「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」    |
| 日程第10 | 議案第60号 | 「公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について」             |
| 日程第11 | 議案第61号 | 「坂町税条例の一部改正について」                           |
| 日程第12 | 議案第62号 | 「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」                     |
| 日程第13 | 議案第63号 | 「令和5年度坂町一般会計補正予算（第8号）」                     |
| 日程第14 | 議案第64号 | 「令和5年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」             |
| 日程第15 | 議案第65号 | 「令和5年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」                |
| 日程第16 | 議案第66号 | 「令和5年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」               |
| 日程第17 | 議案第67号 | 「坂町教育委員会委員の任命の同意について」                      |
| 日程第18 | 発議第6号  | 「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」            |
| 日程第19 |        | 「一般質問」                                     |

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

（開会 午前9時59分）

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、改めましておはようございます。

令和5年第10回坂町議会定例会、今日から開会されます。何かとお忙しい中、御出席賜り、誠にありがとうございます。

本定例会においては、このたびは一般質問が15問出ておまして、非常に議長としては大変喜んでおります。ひとつよろしく願いをいたします。

また、傍聴席の皆様、初日からようこそおいでいただきました。よろしく願います。

ただいまの出席議員は12名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和5年第10回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 御異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)

(再開 午前10時03分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 皆さん、おはようございます。令和5年第10回坂町議会定例

会が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの定例会では、2件の報告及び13件の議案につきまして御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会から報告を行います。

報告1 議長報告。

議長報告を行います。

去る11月21日に安芸郡町議会議長連絡協議会研修会を坂町災害伝承ホールにて開催をいたしました。

安芸郡内全4町の議会議員56名が出席し、特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター理事、増田勇希氏をお招きし、「災害時の災害ボランティア、多様な主体による連携・協働～いち早い生活再建、地域復興のために～」と題した講演を行いました。

次に、去る11月29日に東京都のNHKホールにおいて、第67回町村議会議長全国大会が行われ、私が出席をいたしました。来賓として、全国町村会会長の吉田町長の御挨拶もありました。

大会では、お手元に配付しております特別決議などを満場一致で決定いたしました。

大会終了後、フリーキャスターで、事業創造大学院大学客員教授の伊藤聡子氏による「地域から輝く日本へ未来への選択と責任」と題し、講演が行われました。

以上で、報告を終わります。

報告2 総務厚生委員会報告。

安竹総務厚生委員長。

○7番（安竹 正議員） 総務厚生委員会報告を行います。

去る11月2日に、保険健康課から母子保健事業について、担当課長及び担当者の出席を求め、説明を受けました。

妊娠、出産、子育て期のアドバイスの場として坂町版ネウボラについての説明があ

り、保健サービスや子育てサービスが一体となった地域拠点による切れ目のないサポート体制で様々な教室や事業が行われており、安心して出産、子育てができる環境の充実が図られていると感じました。

以上、総務厚生委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告 3 産業文教委員会報告。

光岡産業文教委員長。

○8番（光岡美里議員） 産業文教委員会報告をいたします。

11月2日に都市計画課から町内の公園管理の状況について、課長及び担当者の出席を求め、説明を受けました。

都市計画課が所管する町内35の公園について、年間を通じての樹木管理、清掃、遊具の点検などの維持管理や町内25か所の公園に監視カメラを設置するなど、利用される方々が安全で安心して利用できるよう、様々な対策が講じられていることが分かりました。

以上、産業文教委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告 4 議会改革推進特別委員会報告。

奥村副委員長。

○11番（奥村富士雄議員） 議会改革推進特別委員会報告をいたします。

令和5年9月15日に坂町民生委員・児童委員協議会と、9月29日に坂町老人クラブ連合会と、10月20日には坂町住民福祉連絡協議会とそれぞれ意見交換会を実施いたしました。各団体の諸課題や地域での問題、議会に対する要望など、様々な御意見をお聞きすることができました。今後は、皆様から頂いた貴重な御意見を議会活動に生かしていきたいと思っております。

また、12月15日には、坂町女性会連絡協議会との意見交換会を予定しております。

以上で、議会改革推進特別委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告 5 監査委員報告。

中川監査委員。

○9番（中川ゆかり議員） 監査委員報告をさせていただきます。

監査は、坂町代表監査委員である田村好孝氏及び私、中川ゆかりの2人で実施いたしました。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を令和5年8月分を9月21日、令和5年9月分を10月23日、令和5年10月分を11月20日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

次に、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの一般会計及び各特別会計予算の執行状況などを確認するための定例監査を10月23日から本日までの間に11日間実施いたしました。

監査につきましては、財務に関する事務及び事業の執行が法令に適合し、正確であるか、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているかを主眼に、監査基準に準拠して実施いたしました。

今後は12月13日までの間に2日間実施し、定例監査の結果を作成し、各部課長に対し講評を行い、町長に提出する予定としております。

以上で、坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政から報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

去る11月15日、東京都NHKホールにおいて、来賓として内閣総理大臣、衆議院議長、参議院副議長、総務大臣をお迎えをし、全国926の町村長など約1,500名の参加の下、全国町村長大会が開催され、私が出席をいたしました。

冒頭の挨拶では、全国の町村長が相互の連携を一層強固にして、様々な課題に対して一致結束し、積極果敢に取り組んでいただくようお願いを申し上げました。

大会では、町村が自主的、自立的に様々な施策を展開できるよう、決議17項目と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議、少子化対策の推進と子ども・子育て政策の強化に関する特別決議、農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立等に関する特別決議、森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する特別決議が全会一致で採択されました。

なお、各決議の写しをお手元にお配りをしておりますので、参考に供してください。

次に、10月から11月下旬にかけて、東京都におきまして、各種事業の促進全国

大会等が開催され、私が出席をいたしました。

大会は、10月17日、中国地方道路整備促進総決起大会、10月18日、中国地区港湾協議会、10月19日、経済と暮らしを支える港づくり全国大会、11月1日、下水道事業促進全国大会、11月8日、安全・安心の道づくりを求める全国大会が開催され、それぞれの課題に基づいた大会決議が採択され、国会議員、関係省庁に対する要望活動が行われました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、5番向田清一議員、6番末吉克巳議員、7番安竹 正議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月7日までの4日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

会期は本日から12月7日までの4日間に決定をいたしました。

日程第3 報告第12号「専決処分をした事件の報告について（広島県市町総合事務組合規約の変更について）」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第12号「専決処分をした事件の報告について」御説明を申し上げます。

このたび、広島県市町総合事務組合規約を変更することにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、議会の皆様に報告をいたすものでございます。

報告の内容といたしましては、令和6年4月1日から府中町が広島県市町総合事務組合において職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理することに伴い、

組合規約を改正をいたすものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） このたび、広島県市町総合事務組合の組合規約の変更があったことですが、この広島県市町総合事務組合、広島県の市町の職員の退職手当の支給事務を共同処理している組合ですが、このたび、この新旧対照表を見させていただきますと、府中町が新たに加わっております。この府中町が新たに加わってという説明をしていただきたいと思いますと思うんですが、今まで府中町は単独で処理されてあったということですかね。そのところ説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷総務課長。

○総務課長（西谷伸治君） 議員おっしゃるように、府中町は今までは単独で退職手当の支給を町で行っておりました。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 報告第13号「専決処分をした事件の報告について（坂東環状線道路改良工事請負契約の変更について）」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第13号「専決処分をした事件の報告について」御説明を申し上げます。

このたび、坂東環状線道路改良工事請負契約の契約金額の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、議会の皆様に報告をいたすものでございます。

報告の内容につきましては、仮設工の増工等により、契約金額7,920万円を8,411万1,500円に変更をいたすものでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

池協議員。

○4番（池脇雅彦議員） 先ほど工事契約金額の増額について御説明いただいたわけですが、全員協議会で本件の増工については、3月の工事開始からほどなくして増工が必要であるということが判明したという説明を受けています。

そこで、お尋ねします。なぜ8か月もたってから専決処分を行ったのか、その理由をお答えください。

○議長（川本英輔議員） 川上産業建設課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

なぜこの報告が今になったのかということでございますが、工事を進めるに当たりましては、その都度、いろんな事象の問題点等起きてきます。その都度、受注者と町のほうが協議をいたしまして、今回は仮設的な雨の対策でありますとか、ダンプの進入の難しいということから、こういった事象が開始して間もなく発覚したということでございます。

その都度、いろんな事案が協議を伴ってまいりますことから、今回の仮設工に関します増工にいたしましては、最後のこの精算の時期に一括報告するものでございます。

主な工法の変更でありますとか、大きい事案が発生した場合には、その都度、議会の皆様に報告してまいる考えでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 池協議員。

○4番（池脇雅彦議員） 続いて、本件は地方自治法第180条第1項の普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは普通地方公共団体の長においてこれを専決処分できるという規定に基づいて専決処分がなされたものです。

そこで、お尋ねします。本件は491万1,500円の増額、約500万円もの増額を行う専決処分であります。この金額がなぜ軽易な事項に該当するのか、また、その理由について、坂町条例及び規則等、根拠規定があれば、それを示してお答えください。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

議員さんおっしゃられるとおり、自治法の180条により専決処分をするものがございますけども、坂町議会の委任による町長の専決処分事項の指定についてという規定がございます、そちらの第4号で、500万円以内の請負金額の変更する場合には、専決処分できるという規定がございますので、そちらにのっとりまして専決処分をいたしたものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上をもちまして、報告を終わります。

日程第5 議案第55号「財産の処分について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第55号「財産の処分について」御説明を申し上げます。

この議案は、国土交通省が施工する安芸南部山系直轄砂防堰堤工事のために必要な用地として、町が所有する山林である坂町字惣頭山20883番、7863.92平方メートルを国に1,108万8,127円で売却することについて、議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） この国に売却するこの土地ですが、坂町字惣頭山、これ、場所的には大体どこの辺りでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

場所につきましては、小屋浦と天応地区の境界となっております。難しいですけど、二艘木というところがございまして、中国自然遊歩道沿いにある位置でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第55号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第56号「坂町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第56号「坂町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」御説明を申し上げます。

この議案は、総務省より人口3万人未満の市区町村において、令和6年4月までに下水道事業の会計方式を官公庁会計方式から企業会計方式へ移行することが提示されたことから、坂町公共下水道事業の健全性を確保するとともに、経営基盤の強化及び適切な資産管理を図ることを目的として、令和6年4月に企業会計方式への移行を予定をいたしております。

移行に伴い、従前の坂町下水道事業特別会計条例を廃止し、新たに地方公営企業の設置及び経営の基本に関する事項を定めるため、この条例を制定をいたすものでござ

います。

御審議のほど、よろしく願いをいたします

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 確認です。このたびの新たな設置というところで、メリットとデメリットなどをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

メリットといたしましては、資産価値が公営企業にすることによって分かってくるということでございます。

また、それによりまして、今後の下水道の使用料、その辺についても明確にお示しができるものと考えております。そういったことから、来年の4月から施行をさせていただくことといたしておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） メリット、デメリットというところだったんですが、では、デメリットはないというところで理解してよろしいでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） 失礼いたしました。

デメリットに関しましては、今、考えている中では、私はないと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） では、先ほど経営状態が明確になるというところでしたので、使用料も明確になるというお話で、下水道の使用料の見直しが今後控えていると思います。経営状態によっては受益者負担の増加というものも懸念される状況があるのではないかと考えますので、そういった際には、補助率の増加なども視野に、選択肢の一つに入れるなどして、検討していけるような状況があればよいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

下水道の使用料につきましては、当町だけではございませんし、今の下水道の最終処分場は広島市にあります東部浄化センター、こちらに負担金を払っております。こちらの負担金の具合も考えながら、町民の方々に負担の増にならないような財政的なものをいろいろ考えながら、運営のほうを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 先般、説明を受けたときに、現行の組織体制を生かした最小の変更ということで、財務のみの提供ということですが、全員協議会でもちょっとお尋ねしておりますけれども、職員に負担が行ったり、この後、例えば組織体制の変更とかを伴うようなもの、大きな変更というのは今のところは考えてないということでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

今回の条例改正、また、公営企業の施行でございますが、坂町におきましては、財政部門のみを移行するということを考えております。ですので、システム自体は変わりますけれど、基本的な財務の流れというのは変わらないと考えております。ですので、今の総務の人事でありますとか、企画の財政、また、出納室、指定金融、また、監査のほうも帳票が変わってまいりますので、監査、議会事務局等々でよくよく協議をして、職員の負担にならないように実施をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

縫部議員。

○3番（縫部逸都議員） 企業会計方式に移るということで、資産がはっきりするという説明をいただきましたが、この企業会計に移るときの資産額というのがすごく大切なものになるんだと思います。この資産の評価、鑑定等について、どのような方法でやられるのかお尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） 単式簿記から複式簿記に変わるということになっておりますので、まずその資産の洗い出しをしております。その資産というのはいわゆる管渠でありますとか建物、建屋とか、そちらのほうの価格がどれだけの残存価値があるのかということを試算をしております。その洗い出しをしたものを、また今後、皆さんに御提示をさせていただきながら、今の下水道の会計全体がそこで透明性が多分見えてくると思います。資産価値が見えてくると思います。そういった部分で運営のほうをさせていただきながら、また、議会の皆様と一緒に今後の協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

よろしゅうございますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第56号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第57号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、日程第8 議案第58号「職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第9 議案第59号「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の3議案を一括議題といたします。

これに御異議ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

よって、日程第7、議案第57号から日程第9、議案第59号までを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第57号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第58号「職員の給与に関する条例の一部改正について」及び議案第59号「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

三つの条例改正につきましては、令和5年8月の人事院勧告及び国家公務員の給与改定並びに令和5年10月の広島県人事委員会の勧告に準拠するため、条例の一部を改正をいたすものでございます。

人事院勧告では、民間給与との較差0.96%を埋めるため、月例給につきましては、若年層に重点を置きながら給料表を平均1.1%引き上げ、賞与につきましても、民間における支給割合が国家公務員の年間支給月数を上回っているため、年間0.1月分の引上げを行うこととなっており、広島県人事委員会の勧告につきましても、同様の内容となっております。

これらを踏まえ、本町におきましても、国家公務員に準じた改定を行うことが適切であると判断をいたし、特別職につきましては、6月及び12月に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ2.20月から2.25月に引き上げるよう改正をいたすものでございます。

一般職、再任用職員につきましては、国家公務員と同様に、若年層に重点を置きながら給料表を平均1.1%引き上げるため、別表第1、行政職給料表のとおり改定をいたすものでございます。

賞与につきましては、6月分及び12月分に支給される一般職の期末手当の支給月数をそれぞれ1.2月から1.225月に、再任用職員につきましては、0.675月から0.6875月に引き上げるものでございます。

また、勤勉手当につきましては、6月分及び12月分に支給される支給月数をそれぞれ1.0月から1.025月に、再任用職員につきましては、0.475月から0.4875月に引き上げるよう改正をいたすものでございます。

会計年度任用職員につきましては、6月分及び12月分に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.225月から1.275月に引き上げるよう改正をいたすものでございます。

なお、このたびの改正は、令和5年4月1日から適用することといたしております。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑は一括して行います。

ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第57号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第58号について、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第58号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第59号について、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第60号「公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第60号「公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、町が全国町村会に職員を派遣し、業務に従事させる必要が生じた場合、派遣先である公益的法人等を条例で定めることとなっているため、新たに「全国町村会」を追加するものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第60号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第11 議案第61号「坂町税条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第61号「坂町税条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、坂町税条例の一部を改正をいたすものでございます。

改正の主な内容につきましては、令和6年1月1日から創設される森林環境税について、個人町民税の均等割と併せて徴収されることとなったことに伴う改正でございます。

また、軽自動車税について、燃費・排ガス不正行為者に対する納付不足額を徴収する際に加算する割合を変更することに伴う改正でございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） このたびの条例一部改正ですが、森林環境税に伴う条例改正も含まれるということですが、来年度、森林環境税が施行されるという話を聞いております。その森林環境税、一律一町民に対して年間千円ですか、課税があるという話を聞いたんですが、そういった森林環境税の説明をお願いできますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河野税務住民課長。

○税務住民課長（河野宏明君） お答えいたします。

森林環境税とは、令和6年度から国内の住所のある個人に対して課税される国税であります。それを市町村が個人住民税均等割と併せて1人年間千円を徴収するものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第61号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第12 議案第62号「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第62号「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年8月21日に公布されたことに伴い、坂町国民健康保険税条例の一部を改正をいたすものでございます。

このたびの改正は、産前産後期間の国民健康保険税の所得割及び均等割が減額されるものでございます。減額となる期間につきましては、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月分、また、双子などの場合には、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月分で、令和6年1月から施行されるものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第62号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第13 議案第63号「令和5年度坂町一般会計補正予

算（第8号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第63号「令和5年度坂町一般会計補正予算（第8号）」につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、各事業の決算見込みに基づいた補正計上を行い、また、職員の人事異動による給与の調整等をいたしたことにより、既定の予算総額に1億9,316万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を76億3,899万2千円といたすものでございます。

7ページの地方債補正につきましては、防災対策事業の限度額を変更いたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、14ページの国庫支出金、民生費国庫負担金では、自立支援給付費及び生活保護費負担金を計上いたしました。

15ページの国庫支出金、民生費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費及び事務費を計上いたしました。

16ページの県支出金、民生費県負担金では、自立支援給付費を計上いたし、財産収入、不動産売払収入では、国の砂防堰堤工事用地として惣頭山砂防用地の土地売払収入を計上いたしました。

17ページの繰入金、基金繰入金では、財政調整基金を計上いたしました。

次に、歳出で、24ページからの民生費、社会福祉総務費では、国の補正予算に伴う物価高騰対応重点支援給付金の給付に要する経費を計上いたしました。

25ページの民生費、障害者福祉費では、自立支援給付費及び障害児入所給付費等を計上いたしました。

27ページの民生費、生活保護扶助費は執行見込みにより計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 24ページの備品購入費、保健福祉の総合相談窓口備品についてお伺いします。

この窓口、まだ現在はない状況にありますが、こういったものを購入されて、いつ頃、配置するのかわかるところをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） こちらの備品購入費、保健福祉の総合相談窓口備品については、令和6年度当初から今の庁舎1階、民生課の前のほうに窓口を設ける予定としております。その中で備品購入としてカウンター、それから相談コーナーを設置、それから、椅子、机等も職員が使うものを購入するように考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 今、同じちょっと24ページをお願いします。

ここの中に、下から委託料260万円、これはシステム改修業務、臨時給付金ですね、これ、いろいろな情報では高過ぎるんじゃないかと思うんですね。内容的にはどうかと申しますと、非課税世帯の1,450世帯云々は過去にも、令和3年度でも4年度でも意外と150万円前後でやった内容じゃないかと思うんですけども、その辺の違いはどういうふうな、この260万円の中にどういう違いがあるかの説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） こちらの臨時給付金のシステム改修業務につきましては、このたびの7万円給付のためのシステム改修でございますが、こちらの金額、前回とちょっと高くなっておりますのは、国のほうからまだシステムの内容の詳細が届いてないということで、ちょっと高めとなっております。

それと、昨今の人件費の高騰ということで、こちらのほうが前回よりちょっと高くなっておるといふふうになっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） ということは、従来と違って、12月の下旬ぐらいの給付を予定されてるということを聞いてますよね。急ぐということとか、人件費の割り増し

があるというふうな考え方でいいんですか、この260万円は。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 今、おっしゃられたように、12月末の給付を準備、今、鋭意しております。その中で、システム改修についても急ピッチでやらにゃいけんということで、今、情報収集等を行って、この予算が成立しましたら、すぐにシステムの改修に取りかかるということで、今、準備を進めてまいっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 続いて、27ページをちょっとお願いします。

生活保護の扶助費の件でちょっとお尋ねするんです。今回、2,400万円余りの補正が組まれているんです。これ、従来予算がたしか1億円ぐらいのものが2,400万円の増額になるというふうな内容が記されているんですけども、これはまずは内容的にはどういうふうなもので、この2,400万円の内容かということで説明願います。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） こちらの扶助費2,400万8千円の補正につきましては、当初、生活保護の受給世帯が53世帯69人で見込んでおったところが、今現在、61世帯96人となったこと、それによって8世帯30人が増加しております。

また、これが一番大きいことになるんですが、入院患者の見込みを、今、3名で当初予算を組んでおりましたが、現在、7名ということで、4人増加しております。特に入院患者については、診療内容とか手術が必要とかいう色んな要素が重なりまして、そういったことで多くの補正をこのたび要求させていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 今、2,400万円の内容説明があったんです。入院患者のほうのことがちょっと分らないんですけど、3名から7名ぐらいで4人増加するというので、かなり医療費というのは、この2,400万円のうちの何%ぐらいかかるようなもんなんですか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） こちらの医療扶助については、ほとんど、今回の補正のほぼ9割以上がこの入院費のほうになっております。といいますのは、先ほど説明したように、医療費によって、生活保護の場合、10割が全てこちらの扶助費のほうに入ってきます、医療費に係る10割ですね。そのこともありまして、多くなっております。特に手術とか入院が長期になったということで、このような金額になっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） ちょっと生活保護の件で、当初の令和5年度の予算のときに9,800万円の計上があつて、これは少ないんじゃないか、普通1億2千万円ぐらいあつたんじゃないけど、どうなんかいうことの質問を多分したと思うんですよ。だから、出たところでこの補正を上げるいうふうな感覚がちょっと私も分からんですけど、結局、当初の予算の額と補正の額が全然違うんですよ。このようにするんですよという担当部署から出る問題と、成り行き補正みたいなことで出てくるのとえらい違うんで、その辺の令和5年度の当初予算のときの考え方と、今回は成り行き補正が出てくるわけで、金がふんだんにあるわけじゃないんで、予算どおりの執行をするということが普通考えられることなんですよね。その辺の当初予算との絡みはどういうふうにお考えですか、この補正ということ。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） こちらの生活保護費の扶助費の予算については、令和4年度時点で計上していくわけなんですけど、これまでの数年の実績、それから、令和4年度をやっておるときの実績を踏まえてやっています。ただし、今回のように、特に医療費については、ちょっと見込めない部分がありまして、今回、たまたまなんですけど、入院の方が増えて、しかも長期、手術等がありまして、増えたいことでございまして、こちらの医療扶助については、なかなか前もって見込みが立たないのが現状でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、議員のほうから成り行き補助という表現があつたんですけど

も、生活保護者であろうと、どういう立場の方であろうと、やはり突然病気になることもあるわけですね。そういう方たちを我々は守っていかにかんわいです。そのための補正であります。だから今の成り行き補助いうのはちょっと訂正をしていただきたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 成り行き補正いうて言いました。成り行き補正いうて言うたんですけども、出たものを補正するという形になっとるがのということで表現させてもらったんです。

ただ、総額予算として、毎年度、令和3年度も4年度も1億2千万円の予算を組んで、今回、9,800万円の根拠はどうだったんかのということを聞きたいということなんです。だから結果として増いうのは、町長が言われたように、それは町民を守るということで当然です。私はこのことは歓迎してるんです。だから予算との絡みと補正予算との絡み、これはやっぱりこういうことも今後あるであろうということで、令和3年度も4年度もそういうようなことをやっぱり読んで、1億2千万円にしてると思うんですよ、当初予算はですよ。そういうふうなことになるものですから、今回はたまたま令和5年度は9,800万円の予算でスタートしたんで、そういうふうな読み込みはあったんですかというような意味合いでお話しさせていただきました。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 当初予算を編成するに当たりましては、担当課のほうで、これまでの過年度の状況等を踏まえて積算をして予算を計上しておるというふうに私は認識しておりますけれども、ただ、くどいようなんですけれども、やはり病気になられた方を、補正ですけども、成り行き補正で行政のほうで補正予算を組むということはあり得んわけでありまして、そこだけはしっかりと議員さんにも承知していただかないと、病気になられた町民に対しても非常に、それ以上は言いたくないですけども、大変な表現になると思いますんで、そこらはひとつよろしく願いいたしたいと思えます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時09分）

（再開 午前11時10分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） ごめんなさい。数字の上で成り行き補正というのは申し訳ないです。町民を守るということで、随時、こういうようないわゆる病気発生とかなんかで追加補正が発生することは当然だと思ってますんで、成り行き補正は訂正させていただきます。すみませんでした。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 25ページ、障害福祉サービス施設の名称選定委員会の委員等というのが5万2千円ですか、12月広報に選定の募集が載っておりました。この委員会はどのような人で何人ぐらいで形成されているのかお願いします。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） こちらの障害福祉サービス施設名称選定委員会の委員等でございますが、委員には地元の住民協会長さん、それから大学の先生等、約10名で構成する予定としております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） ちょっと30ページ見てください。一番下のほうに、今、イノシシとか猿とかいろいろと町民から言われてますよね。この鳥獣被害防止総合対策事業144万円、内容をちょっと教えてください。

○議長（川本英輔議員） 川上産業建設課長。

○産業建設課長（川上宏規君） 鳥獣被害防止総合対策事業でございますが、このたび、広島県の補助でございます。県費補助の事業でございますが、猿等の被害、今年度、結構増えてございまして、それに係ります囲いわなでございましてとかの設置、その設置に伴う設置場所の検索でありますとか、どういうふうに設置したらよいかでありますとか、その付近の方々へそういった周知の研修でありますとか、そういったことを対策をしていこうと、今、この予算を計上いたしております、こちらは有害鳥獣被害対策の協議会というのを立ち上げまして、そちらのほうへ補助金として町のほうから出すという仕組みで、協議会のほうを実施してまいるという事業でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時13分）

（再開 午前11時13分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） この総合対策事業でございますが、県費補助でございますが、事業料の2分の1でございますが、補助を頂くことになっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 今からこの鳥獣被害というのが、例えば何かイノシシとか鹿とか猿とかいうふうなことまで及ぶような話になるんですかね、これ。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） 鳥獣といいますのは、議員さんおっしゃられましたイノシシでありますとか、猿、鹿、タヌキでありますとか、そういったものに全て対応可能でございます。このたびにつきましては、猿の被害が増えとるということで、猿の囲いわな、大きさが6メートルの4メートルの高さが3メートルといった大きいわなを設置して、猿を捕獲しようと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時15分）

（再開 午前11時15分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） 今回、補正で対応させていただいておりますのは、坂

地区に、今、1基を予定いたしております、来年度につきましては、小屋浦地区に1基を予定いたしております。毎年、こういった、その次はもう一つ坂地区でありますとか、そういった猿が出没する箇所を、そういった専門知識がある方に見定めていただきながら、設置をしていくという予定をしております。よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 34ページ見てください。

津波・高潮のハザードマップの制作業務が704万円ほど減になってる。これはやめたんですか。今から地震が起きるんじゃないけど、この内容をちょっと説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

今年の4月から、国におきまして、南海トラフ巨大地震対策の検討会が行われております。これは被害想定の見直しをするということで進められておきまして、その結果がまだ国や県からの公表に至ってないため、先に送りまして、公表後にまたハザードマップの制作をいたしたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 25ページの一番上の物価高騰対応重点支援給付金、これは以前説明を受けましたが、1世帯当たり7万円を給付するということですが、この説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） こちらの交付金、物価高騰対策重点支援給付金1億150万円については、内容については、こちらは国のデフレ完全脱却のための総合経済対策のうち、低所得世帯支援枠の追加的拡大を目的として実施される物価高騰対策重点支援給付金でございます、坂町のほうから対象となる世帯へ1世帯当たり7万円を給付するものでございます。

世帯数については1,450世帯を見込んでおきまして、こちらで1億150万円

の予算となっております。

また、給付開始予定については、12月下旬を目指して、今、準備を進めております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 20ページ、その8番のバス運行管理費なんですけども、これは、今年度、土曜日の試行運行を行っておりますけども、この影響でこのような増額になったのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

議員さんおっしゃられましたとおり、7月から実施しております土曜日の試行運行に伴い、新たに1名の運転手を7月から採用いたしましたことから、増額の補正をさせていただきますところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 先ほど末吉議員が述べられた件について、家計急変世帯はどれぐらいの範囲で給与とか所得が少なかった場合に実施されるか。そしてまた、前回もあったんですが、大体どれぐらいの方がこれを申請して、受理されているかをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） こちらの給付金につきましては、対象が、今、議員さんがおっしゃられたように、家計急変世帯にも給付することとしております。これについては、令和5年1月以降に収入が減少したことにより、住民税均等割が非課税の世帯と同等である状態にある世帯ということで、そちらのほうを、申請になりますが、そういうことを証明ができれば、この7万円を給付することとなっております。

この給付については、前回の6月から3万円の給付を既にしてしておりますが、そのときの実績で言いますと、8世帯の方が申請して、8世帯の方に給付をしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 31ページのブランド力強化促進事業審査委員会委員の報償費が出ておりますけども、これは委員がどの程度になるのかということと、ブランド事業も募集しておるわけなんですけども、現在、それに対しての応募とかそういうものがあるんですかね。

○議長（川本英輔議員） 川上産業建設課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

ブランド力強化促進事業の審査委員でございますが、委員総名で4名でございます。その4名のうちの2人の報酬で4万2千円を計上させていただいております。

現在、11月20日から応募しておりますが、今のところ、問合せ等は1件ほど来ております。その中で、正式な書類としてはまだ現在は出てない状況でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 25ページの障害者福祉費についてお伺いします。

自立支援給付費と障害児入所給付費のほうが増額となっております。この内訳の確認をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） こちらの補正、まず、自立支援給付費でございますが、この内容については居宅介護、生活介護、グループホーム、就労移行支援が、それぞれ実人数で言いますと、居宅介護のほうが6人、それから生活介護のほうが2名、それからグループホームが当初より4名増加したことにより、こういった今回の4,079万2千円の補正となりました。

それと、障害児入所給付費等につきましては、児童発達支援のほうが4名増加したこと、それから、放課後等デイサービスについても、人数が9名ほど利用が増えたことが大きくなっております。これらの増えたことに伴って、児童相談支援事業のほうも11名ほど相談が増える見込みであるということから、今回の障害児入所給付費等については1,391万7千円の増となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 増加人数を、今、お聞かせいただきましたので、全部でそれ

それじゃあ何名おられるかというところも併せてお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 先ほど申しました自立支援給付費のほうは、居宅介護のほうが28人、それから生活介護が25人、それからグループホームが12人、就労移行支援が7人となっております。

また、障害児入所給付費等のほうは児童発達支援が14人、放課後等デイサービスが57人、それから障害児相談支援事業が22人というふうになっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

よろしゅうございますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第63号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時半といたします。

（休憩 午前11時20分）

（再開 午前11時29分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第14 議案第64号「令和5年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第64号「令和5年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和5年度事業費の見込みに基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額に9,998万円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億6,180万8千円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、県支出金、県補助金9,998万円の増額は、普通交付金及び特別交付金の交付見込額を計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

10ページの総務費、徴税費198万円の増額は、国民健康保険税システム改修費に対する委託料を計上いたしました。

保険給付費、療養諸費8,400万円、高額療養費1,400万円の増額は、実績見込みにより計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第64号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第15 議案第65号「令和5年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第65号「令和5年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ各事業の見込みに基づき、既定の予算総額に597万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億28万3千円といたすものでございます。

4ページの地方債補正につきましては、事業の執行見込みに基づき変更をいたしました。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入につきまして、9ページの分担金及び負担金、下水道事業受益者負担金72万3千円の増額は、受益者負担金の一括納付に伴うもので、繰入金、一般会計繰入金は、歳入歳出予算の補正により計上いたし、町債、事業債は、事業の執行見込みにより計上いたしました。

次に、歳出につきまして、10ページの総務費、一般管理費では、職員の人事異動に伴う人件費をそれぞれ増額いたし、消費税434万5千円は、消費税納付額の確定に伴い追加計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第65号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第16 議案第66号「令和5年度坂町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第66号「令和5年度坂町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、総務費及び保険給付費の実績見込み、また、国からの補助金交付に基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額に206万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億7,915万2千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国庫支出金、国庫負担金24万円、国庫補助金7万7千円、支払基金交付金33万2千円、10ページの県支出金、県負担金15万円、県補助金3千円、繰入金、一般会計繰入金98万7千円、基金繰入金27万5千円の増額は、保険給付費等の実績見込み及び国からの補助金交付に基づき計上いたしました。

次に、11ページの歳出で、総務費、総務管理費83万4千円、保険給付費、介護予防サービス等諸費120万円、地域支援事業費、高額介護予防サービス等諸費3万円の増額は、それぞれの実績見込みに基づき計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第66号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第17 議案第67号「坂町教育委員会委員の任命の同意について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第67号「坂町教育委員会委員の任命の同意について」御説明を申し上げます。

この議案は、現在、坂町教育委員会委員である松村英勝氏の任期が来る令和5年12月16日に満了を迎えますので、同氏を坂町教育委員会委員に再任することにつきまして、町議会の同意を求めるものでございます。

松村氏には、平成23年2月から坂町教育委員会委員として町教育行政の推進に御尽力をいただいております、引き続き、同氏の豊富な知識と経験を本町の教育行政に生かしていただき、教育の向上、推進に御協力をいただきたいというふうに考えております。

す。

議会の皆様方の御同意をよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第67号を採決します。

本案はこれに同意することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第67号は同意することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第18 発議第6号「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 発議第6号「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

令和5年8月の人事院勧告及び令和5年10月の広島県人事委員会の勧告に準じ、議会の議員期末手当6月分及び12月分の支給月数をそれぞれ0.05か月、年間で0.1か月分引き上げるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） この発議の提出者は議員11名です。

質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 発議第6号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

発議第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会といたしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

本日はこれをもって延会といたします。

再開は、明日、12月5日午前10時といたします。

お疲れさまでした。

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

(起立)

○議会事務局長(西谷信樹君) 互礼。

(延会 午前11時41分)